令和２年度版

母子父子寡婦福祉資金貸付制度のごあんない

母子父子寡婦福祉資金とは…

母子家庭・父子家庭の方や寡婦の方などを対象に、経済的に自立していくために必要な資金を、低利子または無利子でお貸しする貸付制度です。

たとえばこんなとき、ご相談ください

・子どもさんが学校に進学するための費用が必要なとき
・仕事をするために必要な技能・能力を習得したいとき
・就職するための準備費用が必要なとき
・公営住宅の入居の際の条件として敷金や前家賃等が必要なとき
・母子家庭・父子家庭になられて間もないため、生活が安定しないとき
・失業や、疾病などのため、生活費や医療費が一時的に足りないとき
・・・など

この資金は、過去にこの資金を借りた人の償還金が、あなたへの貸付金の原資となり、また、将来あなたが返済される償還金が、次の借入希望の方への貸付金の原資となる仕組みとなっています。

期限までにあなたからの返済がないと、次の方が借りられないことにもなりかねません。いわばたすけあいの制度です。

●申込み・お問い合わせ先は

○お住まいの市町村の福祉事務所

○島根県健康福祉部青少年家庭課ひとり親支援グループ
〒６９０－８５０１　松江市殿町１番地　第２分庁舎２Ｆ
電話番号　０８５２－２２－６６８８・６６８９
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　seisyou@pref.shimane.lg.jp

○島根県健康福祉部地域福祉課石見指導監査室
〒６９７－００４１　浜田市片庭町２５４　浜田合同庁舎　別館３Ｆ
電話番号　０８５５－２９－５５４３・５５４６

※　青少年家庭課ホームページ　https://www.pref.shimane.lg.jp/seishonen/　※

島根県

母子父子寡婦福祉資金一覧表

（令和２年度）

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金（事業経営の主体者であり、かつ事業経営上の技術又は経験を有している場合に限る）	２，９３０，０００円 【団体】　４，４１０，０００円 （注）複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。		１年	７年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1％
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金（借金返済は対象外）	１，４７０，０００円 【団体】　１，４７０，０００円		６ヶ月	７年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1％
修学資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 （注１）大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校（４年、５年）については課外活動費（部活動費など）、保健衛生費（診療代など）を含む。 自宅外通学の場合は加えて、食費・住居費・光熱水費等も含む。 （注２）高等教育の修学支援新制度の対象者は、貸付限度額から授業料減免額及び給付型奨学金の額を差し引いた額が限度額となる。	○高等学校、専修学校（高等課程） 【国公立】（自宅）月額２７，０００円 （自宅外）月額３４，５００円 【私立】（自宅）月額４５，０００円 （自宅外）月額５２，５００円 ○高等専門学校 【国公立】 １～３年（自宅）月額３１，５００円 （自宅外）月額３３，７５０円 ４～５年（自宅）月額６７，５００円 （自宅外）月額７６，５００円 【私立】 １～３年（自宅）月額４８，０００円 （自宅外）月額５２，５００円 ４～５年（自宅）月額９８，５００円 （自宅外）月額１１５，０００円 ○専修学校（専門課程） 【国公立】（自宅）月額６７，５００円 （自宅外）月額７８，０００円 【私立】（自宅）月額８９，０００円 （自宅外）月額１２６，５００円 ○短期大学 【国公立】（自宅）月額６７，５００円 （自宅外）月額９６，５００円 【私立】（自宅）月額９３，５００円 （自宅外）月額１３１，０００円 ○大学 【国公立】（自宅）月額７１，０００円 （自宅外）月額１０８，５００円 【私立】（自宅）月額１０８，５００円 （自宅外）月額１４６，０００円 ○大学院 【修士課程】月額１３２，０００円 【博士課程】月額１８３，０００円 ○専修学校（一般課程）月額４９，５００円	修学期間中	当該学校卒業後６ヶ月	２０年以内 専修学校（一般課程）５年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 （注１）大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校（４年、５年）については受験料、被服費等も含む。 （注２）高等教育の修学支援新制度の対象者は、貸付限度額から入学金減免額を差し引いた額が限度額となる。	○小学校　６４，３００円 ○中学校　８１，０００円 ○高等学校・専修学校（高等課程・一般課程） 【国公立】（自宅）１５０，０００円 （自宅外）１６０，０００円 【私立】（自宅）４１０，０００円 （自宅外）４２０，０００円 ○大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程） 【国公立】（自宅）４１０，０００円 （自宅外）４２０，０００円 【私立】（自宅）５８０，０００円 （自宅外）５９０，０００円 ○大学院 【国公立】３８０，０００円 【私立】５９０，０００円 ○修業施設（厚生労働大臣が定める施設に限る。） （自宅）２７２，０００円 （自宅外）２８２，０００円		６ヶ月	就学２０年以内 修業５年以内	無利子

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（例：ホームヘルパー、パソコン、栄養士等）	【一般】　月額　６８，０００円 【特別】（一括）　８１６，０００円 （１２月相当） （自動車運転免許　４６０，０００円）	知識技能を習得する期間中５年を超えない範囲内	知識技能習得後 １年	２０年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
修業資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額　６８，０００円 （特別　４６０，０００円）	知識技能を習得する期間中５年を超えない範囲内	知識技能習得後 １年	２０年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	１００，０００円 （特別　３３０，０００円）		１年	６年以内	母（父）が扶養する児童に係る場合及び連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く） 寡婦	医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が１年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	【医療】　３４０，０００円 （特別　４８０，０００円） 【介護】　５００，０００円		６ケ月	５年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子（父子）家庭になって間もない（７年未満）母（父）の生活を安定・継続する間（生活安定期間）又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一　般】　月額　１０５，０００円 【技能習得】　月額　１４１，０００円 （注１）生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子（男子）となった事由の生じたときから７年を経過するまでの期間中、月額１０万５千円、合計２５２万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、１２６万円（一般分の１２月相当）を限度として貸し付けることができる。 （注２）生計中心者でない場合（母子・父子） 月額　７０，０００円 現に扶養する子のない場合、現に扶養する子の生計を維持していない場合（寡婦） 月額　７０，０００円 （注３）一括貸付け限度額（物価の影響による） ・知識技能を習得する期間中 ４２３，０００円 ・医療又は介護を受けている期間 ３１５，０００円 ・生活安定期間 ３１５，０００円 ・失業貸付期間 ３１５，０００円	知識技能を習得する期間中５年以内 医療又は介護を受けている期間中１年以内 母子（父子）家庭になって７年未満 離職した日の翌日から１年以内	知識技能習得後 ６ケ月 医療又は介護終了後 ６ケ月 生活安定期間の貸付期間満了後 ６ケ月 失業中の貸付期間満了後 ６ケ月	技能習得20年以内 医療又は介護 ５年以内 生活安定貸付 ８年以内 失業 ５年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	現に居住し、かつ所有する住宅の補修、新築購入するのに必要な資金	１，５００，０００円 （特別　２，０００，０００円）		６ケ月	６年以内 （特別７年以内）	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	２６０，０００円		６ケ月	３年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
結婚資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 寡婦が扶養する子	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する２０歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	３００，０００円		６ケ月	５年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%

（注）償　還：月賦・口座振替を原則とし、繰上償還もできる。
違約金：償還金をその償還予定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年３％の違約金が徴収される。

１．対象となる方

島根県（松江市を除く）にお住まいの方で、

・母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、４０歳以上の配偶者のない女性

・父母のない児童

（所得制限があります）

２．申請に必要な書類

（１）貸付申請書

（２）戸籍謄本（外国人の方については、在留カード）

（３）世帯全員の住民票

（４）連帯保証人の住民票

（５）島根県税の納税等の証明書

（６）前年の収入額が確認できる書類（児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえることができます）

（７）資金の種類別に必要な書類（お問い合わせください）

３．貸付条件について

資金の種類は「母子父子寡婦福祉資金一覧表」のとおりです。

貸付対象、貸付限度額、貸付を受ける期間、据置期間、償還期限（返済期間）、適用利率については資金の種類により異なります。

また、返済は原則月賦償還（毎月返済）・口座振替となります。

その他詳細についてはお問い合わせください。

４．連帯保証人

（１）父母のない児童が、修学資金、修業資金、就学支度資金又は就職支度資金の貸付を受けようとするときには、保証能力を有していると認められる連帯保証人１名が必要です。

（２）適用利率が無利子の資金以外については、将来の返済時のご負担に配慮し、連帯保証人を立てていただくことを原則とします。

５．貸付手続きの流れ

（１）相談窓口にて申請書等をお渡しします。必要書類をご準備ください。

（２）**貸付申請受け付け後、後日 面接と書類審査を行います。**
審査の結果、貸付ができない場合や、減額して貸付を行う場合がありますのでご了承ください。

（３）貸付が適当と認められましたら貸付決定通知書と借用書をお送りします。

（４）借用書は、借主、連帯借主と連帯保証人が各自、直筆で署名し、実印を押印した上で、印鑑登録証明書を添付して提出してください。

（５）借用書の提出があった後、資金を指定の口座に振り込みます。

６．償還（返済）について

この資金は、借りられた方からの償還金（返済金）が、次に借りられる方に貸し付ける財源となる、いわば相互たすけあいの制度です。きちんとした償還計画（返済計画）を立てて、期限までに必ずお返しください。

償還金（返済金）を納入期限までに納入されない場合は年３％の割合で違約金を徴収します。

また、滞納された場合は、督促や催告をするとともに、連帯保証人にも請求するほか、訪問して状況をお聞かせいただくことになります。